

令和8年度 広域農業基盤整備管理調査
宮川用水地区事後評価資料等作成業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	摘 要								
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	令和8年度 広域農業基盤整備管理調査 宮川用水地区事後評価資料等作成業務 (以下「本業務」という。)の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記および追加事項は、この特別仕様書によるものとする。									
(目的) 第1-2条	本業務は、「国営施設応急対策事業 宮川用水地区」(令和3年度完了)の事後評価を行うため、費用対効果分析を行うとともに、地区周辺の社会経済情勢の変化について分析し、それらの結果を基に事後評価基礎資料の作成を行うものである。									
(場所) 第1-3条	この業務において対象とする地域は、三重県伊勢市、多気郡多気町、多気郡明和町、多気郡大台町及び度会郡玉城町で、別添位置図に示すとおりである。									
(土地への立ち入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。									
(業務概要) 第1-5条	<p>本業務の概要は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前準備 1式 2. 費用対効果分析 1式 3. 環境DNA調査 1式 4. 事後評価資料作成 1式 5. 点検取りまとめ 1式 									
(一般事項) 第1-6条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、業務の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、当該業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 									
(管理技術者) 第1-7条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	
資 格	技術部門	選択科目								
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画								
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画								

項 目	内 容		摘 要
	博 士	農学	
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
(担当技術者) 第1-8条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。		
(配置技術者の確認) 第1-9条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。		
(保険加入) 第1-10条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条	本業務の実施に際しては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握したうえで実施するものとする。		
(適用する図書) 第2-2条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書とし共通仕様書第2-1条によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。		
	名称	発行所	制定（改訂）年月
	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針	農林水産省農村振興局	令和7年4月
	土地改良事業の費用対効果分析マニュアル	農林水産省農村振興局	令和6年4月
	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数	農林水産省農村振興局	令和7年4月
	新たな土地改良の効果算定マニュアル 改訂版	大成出版社	平成27年9月
	※改訂に併せ、最新版を使用することとする。（農林水産省HP：https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/index.html）		

項 目	内 容	摘 要																										
(貸与資料) 第2-3条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せするものとする。</p> <table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業誌</td><td>1式</td></tr><tr><td>国営宮川用水土地改良事業計画書（国営施設応急対策）</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成25年度 国営施設応急対策事業 「宮川用水地区」費用対効果検討業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成25年度 広域農業基盤整備管理調査（土地利用調査） 新矢作川用水地区他受益面積整理業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成26年度 国営施設応急対策事業 栗生頭首工生態系調査業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成26年度 国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業計画検討等業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成27年度 国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業計画補足検討他業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成30年度 宮川用水地区 栗生頭首工補修対策他実施設計業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成30年度 宮川用水第二期地区 事後評価検討業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>令和2年度 宮川用水地区 栗生頭首工右岸管理用道路実施設計他業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>令和5年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区施設管理状況整理等業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>令和6年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区整備計画検討業務</td><td>1式</td></tr></table>	貸 与 資 料	数量	国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業誌	1式	国営宮川用水土地改良事業計画書（国営施設応急対策）	1式	平成25年度 国営施設応急対策事業 「宮川用水地区」費用対効果検討業務	1式	平成25年度 広域農業基盤整備管理調査（土地利用調査） 新矢作川用水地区他受益面積整理業務	1式	平成26年度 国営施設応急対策事業 栗生頭首工生態系調査業務	1式	平成26年度 国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業計画検討等業務	1式	平成27年度 国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業計画補足検討他業務	1式	平成30年度 宮川用水地区 栗生頭首工補修対策他実施設計業務	1式	平成30年度 宮川用水第二期地区 事後評価検討業務	1式	令和2年度 宮川用水地区 栗生頭首工右岸管理用道路実施設計他業務	1式	令和5年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区施設管理状況整理等業務	1式	令和6年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区整備計画検討業務	1式	
貸 与 資 料	数量																											
国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業誌	1式																											
国営宮川用水土地改良事業計画書（国営施設応急対策）	1式																											
平成25年度 国営施設応急対策事業 「宮川用水地区」費用対効果検討業務	1式																											
平成25年度 広域農業基盤整備管理調査（土地利用調査） 新矢作川用水地区他受益面積整理業務	1式																											
平成26年度 国営施設応急対策事業 栗生頭首工生態系調査業務	1式																											
平成26年度 国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業計画検討等業務	1式																											
平成27年度 国営施設応急対策事業 宮川用水地区事業計画補足検討他業務	1式																											
平成30年度 宮川用水地区 栗生頭首工補修対策他実施設計業務	1式																											
平成30年度 宮川用水第二期地区 事後評価検討業務	1式																											
令和2年度 宮川用水地区 栗生頭首工右岸管理用道路実施設計他業務	1式																											
令和5年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区施設管理状況整理等業務	1式																											
令和6年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区整備計画検討業務	1式																											
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-2条、第2-3条に示す図書及び資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 資料及び資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。</p>																											
第3章 作業項目及び数量 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。</p>																											
(作業上の留意点) 第3-2条	<p>業務の実施に際し、特に留意する点は以下のとおりである。</p>																											

項 目	内 容	摘 要
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>(1) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、受注者が有する資料を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。</p> <p>(3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。</p> <p>(5) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>(6) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として以下の段階で行うものとし、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ（環境DNA調査の整理段階） 第3回 中間打合せ（費用対効果分析の算定段階） 第4回 中間打合せ（事後評価基礎資料(案)の作成段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p>	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物については、共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R等）2部 (2) 成果物の出力1部（市販のファイル綴じ）</p>	
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p>	
(業務スライドの		

項 目	内 容	摘 要
施行) 第6-2条	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p>	
第7章 定めなき事項 （定めなき事項） 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

別紙1【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	数量
1. 事前準備		
(1) 準備作業	業務実施に必要な資料及び貸与資料の内容を把握する。 また、貸与資料を基に業務計画の検討し、必要な資料の検討及び業務方針を確立する。	1 式
(2) 現地調査	本業務の業務計画の作成に必要な現地調査を行う。 特に地域用水効果に関する対象施設の現地確認を行う。	1 式
2. 費用対効果分析		
(1) 総費用の算定	本地区の事前評価時点の総費用を基に、事後評価時点の総費用を算定する。 対象施設は、国営施設、県営施設、その他施設（国営、県営に接続する関連用水施設）とする。	1 式
(2) 総便益の算定	事前評価時の総便益を基に、各種諸元を更新のうえ事後評価時点の総便益を算定する。 また、算定に必要な諸元のうち、三重県・関係市町・JA 等からの提供が必要な資料（作物単価等）については、受注者は必要な資料の一覧を発注者に提出し、発注者において収集・貸与する。 なお、主な効果算定項目については、別紙2【効果算定項目一覧】に示す。	1 式
3. 環境 DNA 調査		
(1) 採水等作業	調査地点（栗生頭首工上下流左右岸 1 地点ずつの計 4 地点）において、環境 DNA 分析を行うための試料を採取する。 ① 採水時期及び回数 夏季に 1 回とするが、天候などの条件を考慮し、発注者と協議のうえ決定する。 ② 採水方法等 「環境 DNA 調査・実験マニュアル Ver. 3.01 （2025 年 6 月 16 日発行）一般社団法人環境 DNA 学会」 (https://ednasociety.org/manual/) に記載される事項に留意し実施するものとする。 また、採水の際には、水温、pH、DO、濁度について測定し記録する（簡易測定器での測定可）。 なお、試料の搬送に必要な経費は受注者が負担する。	1 式
(2) 環境 DNA 分析（網羅的解析）	採水した 4 試料について、網羅的解析手法により魚類の生物相を確認する。	1 式
4. 事後評価資料作成		
(1) 基礎資料作成	本事業の実施内容を踏まえ、事後評価作業ガイドラインに沿って事後評価基礎資料を作成する。 〔基礎資料整理項目〕 1. 事業の目的と背景 2. 社会経済情勢の変化 3. 事業により整備された施設の管理状況 4. 費用対効果分析の算定の基礎となった要因の変化 5. 事業効果の発現状況 6. 事業実施による環境の変化 7. 今後の課題 8. 総合評価	1 式

(2) 事業実施による環境変化のフォローアップ	「宮川用水地区環境配慮の基本方針」に基づき、事業実施に伴う影響を確認する。確認にあたっては事業実施時における生態系配慮を確認するとともに、3 (2) の分析結果を用いてのフォローアップを行う。	1 式
(3) 事後評価公表資料(案) の作成	基礎資料等をもとに、事後評価公表資料である「評価結果書」並びに「事業の効用に関する説明資料」を取りまとめる。	1 式
(4) 事後評価の概要説明資料の作成	関係機関等への事後評価の概要説明資料を作成する。	1 式
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式

別紙2【効果算定項目一覧表】

効果算定項目	算定内容
(1) 作物生産効果	当該事業及び関連事業を実施した場合(事業ありせば)と実施しなかった場合(事業なかりせば)の土地条件や水利条件等の違いによる作物生産量の比較により、年効果額の算定を行う。
(2) 品質向上効果	事業ありせばと事業なかりせばの作物品質の変化に伴う生産物の単価変動による年販売額を比較により、その増減から年効果額の算定を行う。
(3) 営農経費節減効果	事業ありせばと事業なかりせばの労働費や機械経費等の比較により、営農経費の増減から年効果額の算定を行う。
(4) 維持管理費節減効果	事業ありせばと事業なかりせばの計画施設の維持管理費と既存施設の安全管理等に最低限必要な維持管理費を比較により、維持管理費の増減から年効果額の算定を行う。
(5) 地域用水効果	事業ありせばと事業なかりせばの地域用水に係る経費の節減実績(既存施設の設置前後)の比較により、年効果額の算定を行う。
(6) 国産農産物安定供給効果	事業実施により、受益地域において維持・向上するとみなされる国産農産物の安定供給に対し、国民が感じる安心感の効果の比較により、年効果額の算定を行う。
(7) 新たに確認された効果	<p>(1)から(6)以外に新たに確認された効果について、年効果額の算定を行う。なお、新たに確認された効果として、以下の効果を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による水管理施設等の更新に対して、施設管理者の管理労力や精神的不安の軽減について、施設管理者に支払意思額の聞き取りを行い、結果を算定する。なお、施設管理者への聞き取りは発注者が、支払意思額を確認するための設問の作成や結果の分析等は受注者において行う。 <p>なお、上に限らず、確認された効果がある場合、発注者に報告のうえ、年効果額の算定を行う。</p>

事業概要

国営事業：事業工期・・・平成28年度～令和3年度

事業費・・・1,893百万円

主要工事・・・栗生頭首工(改修)

関係市町・・・三重県伊勢市、多気郡多気町、多気郡明和町、多気郡大台町及び度会郡玉城町

受益面積・・・4,554ha(水田3,985ha、畑569ha)